

第2号様式

平成30年度第1回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	平成30年6月29日(金) 13:30~15:30 法務省大臣官房施設課入札室	
委員	角田 茂 (大学参事) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 遠藤 和義 (大学教授)	
審議対象期間	平成29年12月1日から平成30年3月31日まで	
抽出案件	総件数 121件	(備考)
工 一 般 競 争	76件	
標 準 指 名 競 争	1件	
事 随 意 契 約	28件	
業 簡 易 公 募 型 プ ロ ポ ー ザ ル 方 式	0件	
一 般 競 争	2件	
簡 易 公 募 型 競 争	3件	
務 標 準 指 名 競 争	2件	
随 意 契 約	9件	
	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問, それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
	具申又は勧告	回 答
委員会による意見 具申又は勧告の内容	なし	なし

別 紙

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>1 工事の発注状況について 意見・質問なし</p> <p>2 業務の発注状況について 意見・質問なし</p> <p>3 応札者が一者であった契約について 意見・質問なし</p> <p>4 指名停止の運用状況について 意見・質問なし</p> <p>5 工事抽出案件について (1) 広島刑務所鍛錬場・待機所棟等新営（建築）工事 本件は規模の大きい工事であるにもかかわらず、入札参加者が少ないが、入札参加者が少なかった理由について検討しているか。</p> <p>今後の競争入札において、入札参加者を増やす努力を行っていただきたい。</p> <p>本件のように規模の大きい工事では、入札参加者も大企業になると思われるが、大企業であれば、様々な方法で調達情報を取得していると考えられることから、本件の入札参加者が少なくなった理由は、別の理由が考えられるのでは</p>	<p>本件は補正予算による工事であったが、補正予算の成立時期の関係で、他の機関と発注時期が重なり、技術者の確保が困難になったものとする。</p> <p>入札参加者を増やす方策として、平成29年11月から、希望者に対し、入札公告日に公告があったことを電子メールでお知らせするメール配信サービスを開始したところであるが、引き続き、入札参加者を確保する方策を講じていきたい。</p> <p>国や地方公共団体の公共工事の発注が集中したことや、オリンピック関連工事等の影響で技術者の確保が困難な状況にあると聞いており、本件についてもこれらが影響したものと考えている。</p>

ないか。

(2) 平成29年度岡崎刑務所庁舎電気設備改修工事

指名業者10者のうち8者が辞退しているが、理由を確認しているか。

今後、入札参加者を確保するためには辞退理由を確認した方がよいのではないか。

(3) 大阪拘置所新営（建築）第2期工事（第1回変更）

本件変更契約を行った理由は何か。

本件は、かなりの回数の見積合わせの上で契約している案件であるが、これまでに変更契約を行おうとしたが、相手との金額が折り合わず、契約できなかったことはあるか。

本件のような追加工事を内容とする変更契約は、減らすようにしていただきたい。

6 業務抽出案件について

(1) 平成29年度横須賀刑務支所職員宿舎2号棟等耐震診断業務

本件は、最も低い入札額を提示した入札参加者の金額が、予定価格に比べて対し相当低い金額であったことから、低入札調査を行った上で契約した案件であるが、受注業者は、問題なく履行できたの

本件については、辞退理由は確認していない。

検討する。

目隠しルーバー等を工事範囲とするため変更契約を行ったものである。

本件のように相当回数見積合わせの結果、契約に至った案件はあるものの、契約に至らなかった案件はない。

変更契約には、契約後に発生した事由などやむを得ないものもあると考えるが、それ以外の変更契約については、設計図書精度を上げるなどして変更契約を少なくするよう努力をしている。

本件は既に業務は完了しており、特段の問題は発生していない。

か。

受注業者が予定価格よりも相当低い金額で受注したにも関わらず問題なく履行したというのであれば、当該業者の入札額が低かったのではなく、予定価格が高かったとは考えられないか。

本件は、入札額が最も低い額を提示した入札参加者と最も高い額を提示した入札参加者との幅が大きくなっているが、このようなことが発生する原因として、入札公告時に業務内容の説明が不十分であったことなどが考えられる。本件についてはそのような問題はなかったのか。

業務内容に問題はなかったとの見解であるが、入札参加者の立場からは業務内容の説明に問題があった場合も考えられるので、入札参加者に確認するなどしていただきたい。

(2) 喜連川少年院改修第1期工事監理業務

改札の結果、低入札調査の対象となった入札参加者が低入札調査に応じないことはあるか。

低入札調査に応じなかったり、低入札調査を実施する旨を伝えた段階で入札辞退した場合は、指名停止を行うのか。

予定価格は、国土交通省の基準に基づき作成していることから、問題はないものと考えている。

本件のような耐震診断業務については、人件費が入札額に影響することが多く、この人件費をどう積算するかは、各入札参加者によってそれぞれ違うことから、入札額に幅が生じる場合があることはやむを得ないと考えている。

今後情報収集を行うことを検討したい。

これまで低入札調査に応じなかった例はないが、当方が低入札調査に係る資料提出を求めた段階で、積算誤り等を理由として入札を辞退をする例はあり、本件も、積算誤りがあったとして入札を辞退したものである。

原則として指名停止を行っている。

本件監理業務の対象となる工事対象建物を確認すると、新築建物よりも改修建物が多い案件であるが、本件の入札参加要件として求める業務実績は、本件工事の対象建物のうち新築建物を基準として設定した理由はなにか。

本件のように新築建物と改修建物が混在するような工事における入札参加要件としての工事・業務実績については、どちらの建物が多いかという点や、工事内容の困難度なども考慮して決定しており、本件については、それぞれの工事規模や難易度等を考慮した結果、新築建物を基準とした工事・業務実績を求めることとしたものである。

(3) 平成29年度神戸法務総合庁舎等空調設備等移設実施設計業務

本件の入札額を見ると、1者は大幅な低入札であり、もう1者は予定価格を大幅に超過している。今回審議した耐震診断の案件と同様、発注手続において業務内容の説明は適切であったか、予定価格は適切であったかなど確認した上で、改善すべき点があれば改善を行う必要があると思われるので、今回のように入札金額に大きな幅が発生した場合は、入札参加者に対し入札額の積算内容を確認してはどうか。

本件については、特記仕様書や予定価格調書等を確認した結果、業務内容の説明や予定価格の算定は適切であったと考えている。なお、入札者間で入札額の幅が大きなものについて入札額の積算内容の調査等を行うかについては検討する。

(4) 熊本刑務所庁舎収容棟実施設計業務（第1回変更）

本件については、見積合わせの回数が1回で、落札率が100パーセントとなっているが、積算が容易な業務内容だったのか。

今回の変更契約は申請手数料やアスベスト及びPCBの分析調査費用であり、金額が定額のものが多いことが見積合わせ1回で落札率が100パーセントとなった理由であると考えている。

契約書には、業務期間中にアスベストが発見された場合における対応や契約変更についての記載はあるのか。

記載はない。

記載がないのであれば，アスベストが発見された場合の対処等を記載しても良いのではないか。

検討する。